

熊本地震の課題対応にかかる三重県地域防災計画修正案概要

平成 29 年 3 月 14 日
防災企画・地域支援課

1 県災害対策本部の代替施設について

熊本地震を踏まえて対応すべき課題「第 1 建築物の損壊への対応」の「2 庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞」への対応として、非常体制時に県災害対策本部の災害対策統括部を設置することとなっている県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内に利用可能なスペースをあらかじめ検討する「不測の事態に備えた活動スペースの確保」について新たに記載します。

旧		新		
<追加>		_不測の事態により、県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内において利用可能なスペースを予め検討しておくものとする。		
設置場所	災害対策室（防災対策部内） 又は県庁講堂	設置場所	本部員会議	災害対策統括部 オペレーションルーム
			警戒体制	プレゼンテーションルーム
			非常体制	県庁講堂又は プレゼンテーションルーム
				県庁講堂

2 避難所外避難者の支援について

熊本地震を踏まえて対応すべき課題「第 3 避難所運営」の「2 避難所外避難者の支援の不備」への対応として、市町と連携し「避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進することを新たに記載します。

旧	新
<追加>	市町と連携し、「避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進する。
(市町が実施する対策) <追加>	(市町が実施する対策) 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。
	ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康状態に十分配慮した対応に努める。

3 福祉避難所について

熊本地震を踏まえて対応すべき課題「第 3 避難所運営」の「1 災害時要援護者の支援の不備」への対応として、福祉避難所の確保を促進するため、福祉避難所の指定状況やマニュアル策定状況等を毎年把握するとともに、同避難所の確保を支援する内容に修正します。

旧	新
<p>市町における福祉避難所の確保を促進するとともに、災害時要援護者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。</p>	<p>市町における福祉避難所の指定状況や運営マニュアル等の策定状況を把握し、福祉避難所の確保を支援するとともに、災害時要援護者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。</p>

4 県立学校の非構造部材の耐震対策について

熊本地震を踏まえて対応すべき課題「第1 建築物の損壊への対応」の「2 庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞」への対応として、県立学校の非構造部材の耐震対策をより一層進めるため、未対策箇所の実施計画を策定し、特に屋内運動場等の天井等落下防止対策については早期完了できるように計画的に実施することを記載します。

旧	新
<p>県立学校の非構造部材については、平成 24 年度に実施した専門家による点検の結果をふまえ、<u>耐震対策に取り組む。</u></p>	<p>県立学校の非構造部材の耐震対策については、今後の未対策箇所の実施計画を策定し、<u>早期の完了を目指して計画的に取り組む。屋内運動場等の天井等落下防止対策については、早期に対策が完了できるように、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む。</u></p>